

## **【事案Ⅱ－１】災害死亡共済金請求**

・平成 30 年 5 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

平成 28 年 3 月に、被共済者が妻と共に散歩をしていた際に倒れ、同月死亡したため、共済金を請求したところ、被申立人は、被共済者の死因は災害による死亡ではないとして、災害死亡にかかる共済金を支払わなかったため、これを不服として申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、申立人に対し、災害死亡にかかる共済金合計 1,452 万 2,748 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 28 年 3 月、被共済者が散歩をしているとき、車道の坂道で足早になり、前方のガードレールに激突し、前頭部を挫傷後、意識不明となった。消防職員が心臓マッサージをして蘇生、医療機関に搬入され、脳梗塞との診断で入院したが、意識が戻ることなく死亡した。
- (2) 平成 28 年 8 月に共済金請求をしたが、被申立人は、外傷性病変が死亡原因であることが確認できないことを理由に災害死亡共済金の支払いに応じない。
- (3) 本件については、ガードレールへの衝突により外傷性病変が生じ、心拍停止、脳梗塞を引き起こしたと考えている。
- (4) 被申立人に、(2) にかかる疑問点について説明を求めたが、十分な説明が得られていない。

### **<共済団体の主張>**

疾病が原因の死亡であり、災害死亡共済金は支払いできない、とする判断を求める。

- (1) 死亡証明書に、死因は「心肺停止後脳症」、原因は「脳梗塞」影響を及ぼした傷病は「心房細動・パーキンソン症候群」、死因の種類は「病死および自然死」としており、ガードレールへの衝突による頭部外傷を原因としていない。
- (2) 被申立人が実施した医療機関調査により、脳における明確な外傷所見はなく、心房細動の病歴があり、かつ、「脳梗塞により心肺停止し、蘇生したものの脳が虚血状態となった時間が長いために脳浮腫が生じ、呼吸機能が改善しなかったことによる死亡と判断した。」との結果を得ている。
- (3) 平成 20 年より被共済者はパーキンソン症候群による治療をしている。「ガードレールに衝突」についても同症候群の症状である突進歩行によるものであり、医師の意見書にも「姿勢バランス障害による転倒傾向が進行しており、2015 年 11 月頃よ

り転倒回数が増えていた」とあることから、災害の規定である「偶発的な事故」とは言えないと考える。

### ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および被申立人から提出された書面にに基づき審議した結果、下記の理由から、被申立人は申立人に対し、合計 726 万 1,374 円を支払え、と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 事故以前の被共済者の既往症は、心房細動に約 13 年間罹患、また、パーキンソン症候群が平成 20 年に発症していた。
- (2) 死亡当日の死亡証明書には、直接死因として心肺停止後脳症、その原因として脳梗塞、直接には死因に関係しないが上記傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として、心房細動およびパーキンソン症候群（パーキンソン病・多系統萎縮症疑い）が掲げられ、死因の種類としては「病死および自然死」とされている。
- (3) 死亡の原因が、災害すなわち急激かつ偶発的な不慮の事故によるものであるか否かについては、状況証拠からは本件事故によって死亡した可能性が相当程度認められるものの、それを裏付けるMR I 検査等の実証的資料はなく、他方、CT 検査結果その他の実証的資料等に基づく内的要因による死亡とする診断を全く排除することもできないから、主治医の意見を採用し、少なくとも 50 パーセントの本件事故の関与を認めるべきである。